



この書類は会員保存用です

2008年 8月 25日

近畿

運輸局長 殿

住 所 奈良市北之庄町470番地の1
事業者名 富士運輸株式会社
代表者名 松岡弘晃 
電話番号 0742-61-7010

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名又は名称 富士運輸株式会社
住 所 奈良市北之庄町470番地の1
代表者名 松岡弘晃
- 事業の種別
一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を除く)
- 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国
- 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 燃料サーチャージ(燃料特別付加運賃)
運賃及び料金の額 別紙 ①-1、①-2
適用方法 別紙 ②
- 実施年月日
平成20年9月1日より実施
- 変更を必要とした理由

燃料価格の高騰は、自社のコスト削減努力だけでは吸収できない水準になっていることから、軽油価格の変動に応じた燃料サーチャージを、荷主の理解をもとに収受することで、経営の健全化を図りたいため。



作成年月日： 2008年8月25日

燃料サーチャージの適用方

1. 燃料サーチャージを以下の算出方法で設定した。

- ・ 基準価格 77 円/L とした。基準価格の考え方は、次の通りである。

荷主と運送契約を締結した平成14年4月時点の石油情報センターの価格を基準とした

- ・ 改定する刻み幅 5 円/L
- ・ 改定条件 改定の刻み幅 5 円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。
- ・ 廃止条件 軽油価格が 77 円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。
- ・ 計算式
距離制運賃： 走行距離(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)
時間制運賃： 平均走行距離(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表の通りである。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	上昇額
基準価格	77.0 円	—
～ 77.0 円		廃止
77.0 超 ～ 80.0 円	78.5 円	1.5 円
80.0 超 ～ 85.0 円	82.5 円	5.5 円
85.0 超 ～ 90.0 円	87.5 円	10.5 円
90.0 超 ～ 95.0 円	92.5 円	15.5 円
95.0 超 ～ 100.0 円	97.5 円	20.5 円
100.0 超 ～ 105.0 円	102.5 円	25.5 円
105.0 超 ～ 110.0 円	107.5 円	30.5 円
110.0 超 ～ 115.0 円	112.5 円	35.5 円
115.0 超 ～ 120.0 円	117.5 円	40.5 円
120.0 超 ～ 125.0 円	122.5 円	45.5 円
125.0 超 ～ 130.0 円	127.5 円	50.5 円
130.0 超 ～ 135.0 円	132.5 円	55.5 円
135.0 超 ～ 140.0 円	137.5 円	60.5 円
140.0 超 ～ 145.0 円	142.5 円	65.5 円
145.0 超 ～ 150.0 円	147.5 円	70.5 円
150.0 超 ～ 155.0 円	152.5 円	75.5 円
155.0 超 ～ 160.0 円	157.5 円	80.5 円
160.0 超 ～ 165.0 円	162.5 円	85.5 円
165.0 超 ～ 170.0 円	167.5 円	90.5 円
170.0 超 ～ 175.0 円	172.5 円	95.5 円
175.0 超 ～ 180.0 円	177.5 円	100.5 円
180.0 超 ～ 185.0 円	182.5 円	105.5 円
185.0 超 ～ 190.0 円	187.5 円	110.5 円
190.0 超 ～ 195.0 円	192.5 円	115.5 円
195.0 超 ～ 200.0 円	197.5 円	120.5 円

注1：燃料サーチャージの算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

注2：燃料サーチャージの上昇額は、(算出上の代表価格 - 基準価格)とした。

3. 燃料サーチャージ額を算出するために使用した自社の車両燃費は以下である。

車種	燃費(km/L)
1トン車まで	-
2トン車まで	-
3トン車まで	-
4トン車まで	5.00
5トン車まで	-
6トン車まで	-
8トン車まで	-
10トン車まで	4.00
12トン車まで	-
14トン車まで	-
	-
	-
	-

4. 時間制運賃を算出する上での条件(8時間制・4時間制、1日当たりの平均走行距離)

車種	8時間制	4時間制
1トン車まで	-	-
2トン車まで	-	-
3トン車まで	-	-
4トン車まで	-	-
5トン車まで	-	-
6トン車まで	-	-
8トン車まで	-	-
10トン車まで	-	-
12トン車まで	-	-
14トン車まで	-	-
	-	-
	-	-
	-	-

なお、月間チャーターの場合の稼働日数は、日として換算した。

5. 端数処理等

端数処理としては、円単位に少数を切り上げた。

6. 算出に当たっての、現在の(前提とした)軽油価格は、144 円である。

7. その他

この運賃の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。